

大学予備教育における普通教育の位置づけ

—明治三十五年学制改革案に対する二つのモデル—

所澤 潤

目次

解説

- 一 大学教育の二つのモデルと資料の価値
- 二 文書の流れと学制改革案の審議
- 三 資料に現われたモデル
- 四 東京帝大評議会の建議
- 五 二つのモデルからみた各上申と文部省案
- 六 学内意見の集約と大学教育課程像
- 七 おわりに

資料目次

- 本 文
凡 例

解説

らである。なお、資料はモデルという捉え方の妥当性を示すものではないが、解説中に併せて紹介する前後の事情から、その妥当性はほぼ確認できたと筆者は判断している。

二つのモデルの対立に筆者は、おもに入学者選抜の歴史の観点から関心を寄せている。法科大学モデルは、明治三十年代の東京帝大の入学者選抜制度の成立ちを説明する可能性を有するとともに、対立するモデルの存在が後の大正七年十二月公布の大学令下の、大学への無試験入学を保証する大学豫科制度を予見させるように思われるからである。

まず、法科大学モデルは、高等学校大学豫科卒業者に対する当時の大学の優先入学制度の成立ちを説明するとと思われる。

明治三十年代の大学入学においては、高等学校大学豫科の卒業生は無試験で入学することが原則となつており⁽¹⁾、たとえば学習院高等学科の卒業者は、高等学校大学豫科卒業者の入学志望者をすべて入学させたあと、なお大学側の学生受け入れ数に余裕のある場合にのみ入学することができた⁽²⁾。また、入学希望者が多く、高等学校大学豫科卒業者で入学できないものが生じた時は、翌年度の入学にあたつて同じ学科に優先的に無試験で入学させることになつていた。

そのような関係は、大学豫科という制度がそういうふうに大学と直結したものである以上当然のことだ、と考えるのが通常だが、より根源的には大学予備教育は、普通教育でなければならぬ、といふ法科大学モデルから発しているように思われる。つまり大学は、予備教育として普通教育のみを必要としているので普通教育のみを

受けたものを優先的に入学させるが、そのような予備教育の施行はある程度大学入学志望者が増加した段階では、大学への優先入学が保証されていることによつて維持されているような関係にあつたと思われるからである。

次に工科大学モデルは、大正七年に公布される大学令で導入された大学豫科制度における、豫科から大学への進学の仕組みを予告しているように思われる。大学令では大学豫科は高等普通教育を行うとされ、高等学校と同様の教育課程を持つものとして、第十二条で「大学豫科ニ於テハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ為スヘシ」と規定されたが、近年の研究では学則等には大学進学後の専門教育に対応する内容が含められていたことが明らかにされている⁽³⁾。すなわち後の大学令下の大学豫科では、大学教育課程像に、工科大学モデルに近いものも育つてゆくとみられるが、そのような推移が、大学への無試験入学制度に支えられていると考えられるのである。

筆者が二つのモデルに関心を持つのは、それらモデルの存在が以上のようない形で大学入学者選抜制度のあり方と深く関わつていたと思われるからである。

また筆者の進める入学者選抜の歴史研究以外の日本の高等教育史の領域でも、二つのモデルの対立は理解の枠組みとして有効であるように思われ、その点からも筆者は関心を寄せていく。例えば、本資料の背景である明治三十五年の高等教育会議の記録【第七回高等教育会議議事速記録】⁽⁴⁾もその例ではないだろうか。論点の一つは大

学予備教育のあり方、特に普通教育の位置づけにあると捉えることが可能だが、通常は【明治以降教育制度発達史】にまとめられたもの⁽⁵⁾に従い、次のような内容にまとめられている。⁽⁶⁾

・中学校補習科では、高等学校大学豫科の年限を一年短縮することによる学力低下を補うことはできない。

・大学豫備門に入学するために、全国の中学校卒業生が東京の中学校補習科に入学し、青年が都会に集中する弊害がおこる。

しかし、そのようなまとめは、学外者を説得するための表面的な根拠であるように思われる。普通教育の位置づけをめぐる大学教育モデルの問題という視点を試みる価値があると思われる。

二 文書の流れと学制改革案の審議

資料は、東京帝大が明治三十五年の大学予備教育改革案に反対する意見を表明する過程で作成された往復文書の原議である。同年の改革案とは、当時の文部大臣菊池大麓が高等教育調査会に諮問案を諮詢したことでも知られるもので、いわゆる学制改革問題の一コマと位置づけられる。

以下では、文書の流れの上の本資料の位置付けを確認した後、各分科大学の上申及び文部省への建議を、法科大学モデルと工科大学モデルの対立に基いて解釈し、また工科大学モデルを読み取った根拠を、東京帝大内部の意見の集約過程をとおして示すこととしたい。

資料は、いわゆる一件書類であるが、大きく分けて三つの部分から構成されている。一つは大学本部と文部省との往復文書で、文部省からの照会（資料2）と東京帝国大学の回答（資料1）からなっている。第二は、大学本部と各分科大学の往復文書で、大学本部からの照会（資料3・2B）と、各分科大学から大学本部への上申（資料3・1、資料3・2、資料3・3、資料3・4）からなっている。また第三の部分は、東京帝国大学評議会議長から文部大臣への建議（資料6）である。あわせて一件の書類として、東京大学の公文書綴り【文部省往復】中に保存されていた。

因みに第一の部分の文部省照会は、明治三十五年十一月に菊池大麓文相から高等教育会議に諮詢された改革案の準備のためのものである。

翻刻資料と文書の流れの関係は次の枠内に示すようになつている。なお、この一連の審議においては、授業時数案として、最初に文部省の諮問案、次に各分科大学から東京帝大本部へ上申された各分科大学の修正、東京帝大がそれに基づいて文部省へ回答した修正、さらに評議会で示された松井農科大学長案、そしてそれをたたき台として評議会で示された工科大学の案が現れる。そこで、以下それらを便宜的に、文部省案、上申案、回答案、松井案、工科案となづけることにする。

(1) 文部省の省議決定	・ 高等学校の修業年限の決定 ・ 中学校から高等学校への連絡関係の決定 （部別学科授業時数は省議決定に含まれないと思われる）
(2) 文部省専門学務局長から東京帝大への照会	十月三十一日付け
資料 2	・ 松井案審議
(3) 東京帝大本部から各分科大学へ照会を転送	
(4) 各分科大学で審議	
・ 各分科大学では、授業時数については自らの分科大学への進学者に關わる部分についてのみ審議している。	
(5) 各分科大学から東京帝大本部へ上申（上申案）	
資料 3・1 法科大学上申	十一月十日付け
資料 3・2 工科大学上申	十一月十日付け
資料 3・3 理科大学上申	十一月十一日付け
資料 3・4 農科大学上申	十一月七日付け
(6) 東京帝大評議会審議	
・ 回答内容を決め、建議を行うことを決める	
(7) 東京帝大から文部省専門学務局長へ回答	十一月十三日送達
資料 1	
・ 部別学科授業時数（回答案）	十一月十四日送達
(8) 東京帝大評議会から文部大臣への建議	
資料 6	十一月十八日
・ 大学予備教育の学制について	
(9) 東京帝大評議会審議	
・ 工科大学上申に相当する案の検討を行うことを決める	
(10) 東京帝大評議会審議	十一月十九日

(11) 各分科大学で審議	・ 松井案審議
(12) 東京帝大評議会審議	・ 工科案提示
・ 高等学校ニ関スル事項	
（諮問案第三）	
(13) 文部大臣から高等教育会議へ諮問	十一月二十四日
（諮問案第三）	
一、 高等学校ヲ帝国大学豫備門ト改メ修業年限ヲ二箇年トスルコト	
二、 帝国大学豫備門ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校補習科ノ一箇年ヲ修了シタル者又ハ之と同等ノ学力ヲ有スル者トスルコト	
三、 第五高等学校ノ工学部ハ分離スルコト	
四、 帝国大学豫備門ノ学科、 学科目及学科程度並ニ入学試験ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ムルコト	
（諮問案第四）	
帝国大学豫備門学科授業時数ノ件	
帝国大学豫備門ノ学科授業時数ヲ別表ノ如ク定ムルコト	
「別表学科時間割は略す」 ⁽⁸⁾	
(14) 高等教育会議で諮問案第三の一、二、四及び諮問案第四を否決	
	十二月一、二日
(15) 高等教育会議から文部大臣へ答申	
翻刻した内の資料 4 の「文部省諮問案二対スル法科大学ノ意見」、及び資料 5 の「理科大学上申案」は、学内審議用に作られた書類と考えられるが、どのような用途であつたか、現在のところ特定できておりず、右の流れに位置づけられていない。	

右の過程の⑭で諮問案が否決されたということは、この案が実現しないと、いうことを意味していたといつてよいようである。高等教

育会議の答申は、行政的には影響力があり、同じ会議で可決された諮問案第五は、明治三十六年三月公布の「専門学校令」に結実しているからである。⁽³⁾

また⑨～⑫の審議結果については、⑫の審議で文部大臣へ報告すると決定されているが、実際に報告した内容は記録がみつかっていない。従って高等教育会議の審議への影響ははつきりしないが、少なくとも列席者をとおして会議へ反映されたことは考えられる。

三 資料に現われたモデル

二つのモデルからみた各上申と文部省案

各分科大学から大学本部への上申（資料3）における意見の相違は、モデルの対立を前提とすれば、次の三つ側面に現われており、表Aにまとめたように整理できる。

①大学予備教育は普通教育のみであるべきだ、という考え方と、大学予備教育は、専門に直結した基礎的内容を含むべきである、とする考え方。この点は、予備教育と専門教育を明確に区分するか否かという点につながる。

②大学予備教育において、第二外国語を強化すべきであるという考え方と、第一外国語主体とするべきであるという考え方。第二外国語の強化は授業時数を不足させ、専門に直結した内容の増加を不可

能にする。

③大学予備教育を三年とするという考え方と、予備教育三年間のうちの一年を大学一年次として、専門に直結した基礎的な内容を含めるという考え方。

法科・工科の両モデルに基づけば、法科以外の分科大学上申中の授業時数の修正意見

は、その中間に位置づけられる。五分科大学間の意見の対

立は、表面的には法科大学と

他の分科大学の対立という構造が存在するよう見えるが、法科大学と工科大学の教育課程像が両極にあると捉えたほうがより実際に近いように思われる。上申案（工科大学）さえも、文部省案に対して修正を加えたものだという制約により、なお妥協した面を持つ中途半端な時数となつてているといえる。

各上申中に示された内容の概要是表Bのとおりである。反対理由、対案は上申中に明記されているものを掲げたが、部別学科授業時数修正の原則は、筆者が修正案中から読み取ったものを掲げた。

医科大学と文科大学の上申が資料中にはないが、それは、両者とも簿冊に含まれていなかったためである。前者の理由は不明で、後者の理

表A 大学予備教育のモデル

内 容	法科大学モデル 普通教育	工科大学モデル 普通教育のほかに専門的な内容を含めた科目
外 国 語	第二外国語重視	第一外国語主体
年 数	三年間	三年間（但し三年目を大学で）

表B 各文科大学長上申の内容

	反対理由	対 案	部別学科授業時数修正の原則
法科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校数を減じ、大学入学者数を減ずることは不可。 ・中学校補習科で学ぶものが増加し、その大多数が豫備門に入学できなくなるので不都合。 ・中学校補習科の一年では、教員・設備とも劣るため、高等学校の一年分に置き換えることができず、学生の学力低下を引き起こす。 	(対案なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・補習科に第二外国語を入れる。 ・豫備門の第二外国語を強化する。 ・実行される場合には、大学豫備門の学科課程を帝国大学評議会の諮詢事項とする。 ・専門に直結する基礎的内容を教えない。これは「法学通論」「経済通論」を削除していることからうかがえる。
医科大学	(上申書なし)	(上申書なし)	(上申書なし)
工科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学豫科の素修上、現在の制度よりも不満足なる結果を来す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学予備教育を二年間とし、その課程を工科大学の所轄範囲とする。 ・現行三年目を大学に編入して大学教育を四年間とする。 ・大学の一年目に、専門に対応した大学予備教育を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語を強化する。 ・測量を強化する。 ・図画を強化する。 ・体操を削る。
文科大学	(文部省案に反対。上申書なし。)	(文部省案に反対。上申書なし。)	(文部省案に反対。上申書なし。)
理科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校には良教員が不足。 ・地方経済で運営される中学校では設備が不十分。 ・高等学校大学豫科への入学が現状より一年遅れるため、入学できない生徒の進路変更が今より困難になる。 ・不規律なる競争試験準備学校がうまれてクラムの弊を生じること、そしてまた德育上最も悲むべき結果がおこりそうであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設大学豫備門の課程を二ヶ年とし中学卒業を以て入学の程度とする。 ・豫備門の学科課程は委員を設けて議定させる。 ・各部内の学科課程はなるべく同一にする。 ・大学院を拡張し特に同院学生のために講義を開き、その他の設備を完全にし、益々学術の蘊奥を攻究するの精神を貫徹させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補習科 この案で可。 ・豫備門 生徒将来の希望により学科を区々にすることを極力さげること、その結果として選択科目の数を原案の程度に止めること。
農科大学	(反対意見なし)	(対案なし)	・豫備門の授業時数を各学科とも同一とする。

由は「文科大学ハ此諮問ニ対シテハ改正案ニ反対ニ付別ニ修正ノ意見ヲ提出セズ」という記録が残されている。⁽¹⁹⁾

法科大学以外の上申がいずれも中間的なものとなつたのは、上申のもととなつた文部省案にひきずられたためである。つまり文部省案中の授業時数表（資料2）もまた、両モデルの中間にある折衷したような内容で、モデルといえるような理念と整合性をもつていいないからである。それは、右の三点に対応させて整理することで理解できる。

①大学予備教育の内容は普通教育の内容を主体とするが、また専門に直結した内容も含む。

②第一外国語主体で行うが、第二外国語もある程度行う。

③年限を二年間とし、豫備門入学前に地方の中学校の補習科で一年間学ばなければならない。

回答案、すなわち東京帝大から文部省への「回答」は、各上申中の授業時数を多少調整して足し合わせたものとなつており、後述の「建議」を別に提出することを前提として作成されたものである。明治三十五年十一月十一日の評議会で合意されたもので、回答案の内容は「大学豫備門^(マダ)学科課程修業時数等ニ対シ左ノ通り改正ノ」ヲ議決ス」とされ、表1・1、表1・2、表1・3、及び表1・4のような形で文部省へ回答された。中学校補習科の授業時数を書いた表1・4の末尾の書き込みも、「尤モ中学校補習科ノ科目等ハ本会ノ決議ヲ経サルモ法科ニ限り左ノ改正ヲ希望シ他ハ原案ニテ異議ナキ「トス」という決定に基づいている。

なお、理科大学及び工科大学の上申中に示された本格的な対案については、理科大学の上申は「理科大学提出ノ大学豫備門ニヶ年ノミヲ修業シタルモノヲ大学ニ入学セシメ中学校ニ補習科ヲ置カサルノ件ハ否決」ということになつたが、工科大学の上申についてはこの日検討されていない。その後の展開を追うと、後者の検討は後回しにされたということであるらしい。

東京帝大評議会の建議

資料6は、東京帝国大学評議会議長名の「建議」である。建議は十一月十一日の評議会でなされた次のようないい決議に基づいており、照会に対する回答とは独立した性格のものである。

文部省ヨリ諮問セル高等学校ヲ廢止シ大学豫備門ヲ置キ其修業年限ヲ二ヶ年トシ中学校ニ補習科ヲ置クニ付其学課^(マダ)課程ニ付審議シタルニ結果右制度ノ改正ニ付キテハ本學ニ於テハ不賛成ニ付其旨建議スル「トス」

建議の主張は、二つのモデルの対立を前提とすれば、法科大学モデルに基づいたものと捉えられるが、内容にふれる前に、「建議」が、省議決定及び省議決定を前提とした授業時数案（文部省案）を覆すために東京帝大がとった行政的手段であつたことを、確認しておくこととしたい。

「建議」は、帝国大学令第八条の「評議会ハ高等教育ニ関スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ建議スルコトヲ得」という条文に基づくものであった。文部省から東京帝大に届いた文書（資料2）は、省議決定を前提とした文部省案に関する照会であつたが、それに対

して、東京帝大は照会に対する回答のほかに「建議」を行つたのである。

「建議」を行つたこと 자체、この省議決定及び文部省案に対しても

・済的に効率がよいか。後者は人数も増加する（上申中になし）
・高等学校の数が減少すれば、大学の入学者数が減少するが、それは世界の潮流に反する。

（一部法科大学）

学内の反発が非常に強かつたことの反映であつた。照会中に示された文部省案、及びその前提にある省議決定に対する反発の強さは、「照会」に対する農科大学以外の分科大学の回答の内容からうかがえる。さらに、文科大学は改革案そのものに反対ということで、さきに触れたように修正の意見を提出していない。また、法科大学（資料3・1）及び理科大学（資料3・3）の上申中に、「諮詢」「建議」という語が用いられているが、「照会」を諮詢とどうえ、省議決定及び文部省案を覆そうという意図さえ読み取れそうに思われる。

「建議」にあげられた理由がそのような性格になつたのは、学内で理想とするモデルが統一されていなかつたためと考えられる。「建議」は、法科大学モデルと工科大学モデルの中間にあつたともいえる文部省案を阻止するという点で学内の合意をみたもので、改革反対、現状維持を主張したため結果的に法科大学モデルの立場がとられている。しかし、学内で理想とするモデルが統一されていかつたため、大学予備教育で普通教育のみを行うべきかどうか、といふ教育課程のあり方の内実に踏み込まなかつたと考えられる。二つのモデルの対立を前提とすれば、以上のように把握することが可能である。

・学力の低落をきたす
・東京に全国から入学志願者が集中する
・補習科進学者が豫備門に入学できずに、進路変更をする必要が生じるが、その人員の数が著しく多くなる可能性がある。

（法科・工科大学）

（理科大学）

学内意見の集約と大学教育課程像

これまで二つのモデルの存在を前提として解説を進めてきたが、ここで、工科大学の主張をモデルと位置づけるに倣するものと筆者が判断する根拠をあげておきたい。それは、主張の全貌が示されていること、及びそれが授業時数案（工科案）として十分に具体化されていることである。主張の全貌は、上申中に添附された「工科大

で地方費によつて大学入学志願者を養成するのと、どちらが経

学将来ノ希望大要」（資料3・2C）に示されており、また授業時数案として具体化されたものは、その後の学内の意思決定過程で学内に提示されるに至っている。対する法科大学モデルの方は、それが現状である以上、あえてその存在を想定する根拠をあげなくてよいであろう。

まず、「工科大学将来ノ希望大要」は、資料3・2中の差出しの際に添付された文書に記されたところによれば、工科大学教育の改革案としてすでに文部省に差出されたものを再び差出したものであった。大学予備教育と本科教育の仕組みの改革について「本学将来ノ希望ハ追テ学制ヲ改メ高等学校大学豫科課程中最後ノ一ヶ年ヲ大學ニ編入シ現今ノ修業期限三ヶ年ヲ四ヶ年トナスニアリ」と示されている。それは、当時の工科大学の場合の大学予備教育三年間、大学教育三年を改めようというものであった。

改める理由は、現行の高等学校大学豫科の最後の一年間は、「工理農ノ三分科志望者ヲ区分シ教授スルノ規程」であるが、「実際教授ノ課目ハ殆ント皆共通」であつて、「一分科大学ヲ主トシ教授スルコト」ができない、というものであった。つまり、現行の教育課程の普通教育のみという性格が工科大学にとつては不適切であるという主張である。

そして、それを改め、「大学豫科課程中最後ノ一ヶ年ヲ大學ニ編入」して、「各分科特種須要ノ教授」を行ひ「各自専門ノ学科研究上適切須要ナル素修ヲ増ス」という教育課程が示されている。すなわち大学予備教育の最後の段階で普通教育以外の内容をも加えると

いうものである。それを実行すれば、「大學ニ於ケル修業期限一ヶ年ノ延長ハ恰モ一ヶ年半餘ノ延長ニモ均シキ効果ヲ奏」するだろう、と予想している。

次に、主張を具体化するものとしての授業時数案（工科案）だが、その案の内容と、意思決定過程において「一日間」というわずかな時間で成案が提出されたところとに、工科大学の教育課程像がすでに組織内で相当に検討を積み重ねたものであつたことがうかがわれる。

その授業時数案は、評議会で十一月十一日、十八日、十九日の審議を経た二十一日の審議で工科大学により示されている。^[12]工科大学の上申内容が審議の対象となつたのは、文部省への回答と建議を終えた後の十八日からであつた。

まず、十八日は、大学豫備門最後の一ヶ年を大学の第一年次の課程とする、という工科大学長上申中の対案に相当する内容が取り上げられ、「大学豫科ノ第三年ヲ大学ニ入レ中学校ニ補修科ヲ置カズシテ高等学校ノ課程ヲ二ヶ年ニ短縮スルニ付協議シ結局松井農科大學長ニ於テ学科等ノ原案ヲ起草シ更ニ協議スル「トス」となつた。また、「大學ニ於テ右一ヶ年ヲ引キ受クルトスル件ハ教場ノ有無及所要ノ費用等ハ更ニ取調ブル「トス」としている。

翌十九日の審議では、前日の決定を受けて松井農科大学長の「起草」した案が示され、「右「大學豫備門第一部、第二部、第三部時間割」ニ付審議シ多少ノ修正ノ申出アリタルモ結局右松井案ヲ原案トシ各分科大学ニ於テ教授会ノ議ニ附スル「トス」とされている。松井案を整理したものが表C-1-3の一部である。

表C-1 松井案の豫備門授業時数と工科案における修正

――の枠内は、工科大学。矢印➡の左側の部分が、工科による修正。倫理の空欄は、文部省照会（表2-1）ほかに掲げられている「倫理ハ別ニ時間ヲ定メス各校隨意ニ之ヲ課スルモノトス」を踏襲しているものと思われる。科目の順位は部によって異なる部分があるが、作表にあたって入れ替えた。

表C-2 松井案の大学一年次の授業時数と工科案における修正

（）内は随意の時数
 の枠内は、工科大学。矢印➡の左側の部分が、工科による修正。
 第一外国语、第二外国语の欄には両者の合計時数を記入した。
 原資料には第一部卒業生の倫理が欠けているが、第二部、第三部には置かれている
 ので、この表には掲げた。

	第一部卒業生	第二部卒業生	第三部卒業生						
	法科大学 文科大学 建築	機械 造船	電気 造兵 火薬	応用化学 探鉱冶金	数学 基礎物理	化学 動物 植物 微生物	薬学 農学 地質 農芸化学	林学	医学科
倫理									
第一外国语	18	18	4 ➡ 12	0 ➡ 12	4 ➡ 12	4 ➡ 12	12	12	12
第二外国语									13
歴史	3	3							
論理及心理	2	2							
法学通論	2	2							
経済通論	2								
羅甸後	(*2)						(2)		2
数学		8 ➡ 6	8 ➡ 6	8 ➡ 6	6	8 ➡ 6	6	6	3
物理				実験 4 ➡ 0					実験 3
化学				実験 2	講義 3 ➡ 実験 10	実験 2	実験 4 ➡ 実験 2	2	2
動物								2	2
植物								2	2
動植物									講義 4 実験 3
地質礦物		2	2	0 ➡ 2	2	3 ➡ 2	2	2	2
測量			講義 3 ➡ 3 実験 3	3	3	3			
図画		15 ➡ 6	15 ➡ 6	10 ➡ 6	6	10 ➡ 6	3	3	
合計	25(27)	27	35 ➡ 29	31 ➡ 29	34 ➡ 31	34 ➡ 31	35 ➡ 31	26	22/23(25)
								23	26
									28

*資料では、独法のみ（）がないが、他の部分と辻接があわないので、ここではすべて隨意と判断した。

表C-3 松井案の大学1年の外国語の内訳と工科案における修正

の枠内は、工科大学。矢印➡の左側の部分が、工科による修正。

第一 部 卒 業				第二 部 卒 業		第三 部 卒 業	
豫備門に英語で入学		豫備門に仮語で入学		豫備門に独語で入学		工 科 大 学	
独法・独文に進学	仮法・仮文に進学	そ の 他	仮法・仮文に進学	独法・仮文に進学	機械造船	そ の 他	理科大学 農科大学 医科大学 の医学科
第一外国語 独 14	仮 14	英 9	仮 9	独 9	英 0➡4	英 0➡4	英 4 独 7 独 10
第二外国語 英又は仮 4	英又は独 4	独又は仮 9	英又は独 9	英又は仮 9	独 0➡8	独 4➡8	独 8 英又は仮 6 英又は仮 3
合計 18	18	18	18	18	0➡12	4➡12	12 13 13

表C-4 新たに要する教員数(工科案)

科 目	新たに要する教員数
第二外国語(独語)	1
数 学	1
物 理	1
化 学	2
地質植物	1
測 量	2
図 画	2

そして二十一日には、各分科大学の教授会の議を受けて、「松井

・ 理科大学

案ニ閣シ各教授会ノ結果ヲ報告アリタリ」という展開となつた。各分科大学教授会の結果は次のとおりで、結局審議したのは工科大学のみであつたが、その席で工科大学は、松井案を修正した工科案を提示した。工科案において松井案に對してなされた修正は、表C-1-1-3の太二重線枠中の矢印➡の左側の部分に示されたとおりである。また工科案では、表C-1-4に示したようなあらたに要する教員数も示された。

・ 医科大学

理科大学ニ於テハ大体賛成ナリ松井案ト現制トハ優劣ナク考ナリ修正意見アルモ茲ニ述ヘズ

・ 農科大学

農科大学ニ於テハ松井案大体賛成ナリ現制ト松井案トノ比較ハ教授会ノ議題トナラズ

法科大学ニ於テハ松井案ハ文部省案ヨリモ劣ルモノニシテ議スルノ価値

法科大学ニ於テハ松井案ハ制度ノ上ニ於テ不可ナリ費用ヲ十分支出スルキハ文部省案ヨリモ可ナルベケレモ到底費用ヲ十分ニ得ル能ハサルモノナルニヨリ不可ナリ依テ教授会ニ於テ之ヲ議セズ

・ 医科大学

医科大学ニ於テハ松井案ハ制度ノ上ニ於テ不可ナリ費用ヲ十分支出スルキハ文部省案ヨリモ可ナルベケレモ到底費用ヲ十分ニ得ル能ハサルモノナルニヨリ不可ナリ依テ教授会ニ於テ之ヲ議セズ

・ 工科大学

医科大学ニ於テハ松井案ハ制度ノ上ニ於テ不可ナリ費用ヲ十分支出スルキハ文部省案ヨリモ可ナルベケレモ到底費用ヲ十分ニ得ル能ハサルモノナルニヨリ不可ナリ依テ教授会ニ於テ之ヲ議セズ

・ 文科大学

文科大学ニ於テハ松井案ハ制度ノ上ニ於テ不可ナリ費用ヲ十分支出スルキハ文部省案ヨリモ可ナルベケレモ到底費用ヲ十分ニ得ル能ハサルモノナルニヨリ不可ナリ依テ教授会ニ於テ之ヲ議セズ

又修正案「表C-1-4に整理した内容」ヲ提出セリ

・ 文科大学

文科大学ニ於テハスル大問題ヲ短時日ニ議スル「ハナシ難シ故ニ議セズ現制ヲ尤モ可トス若シ松井案ト文部省案ヲ比較セバ松井案ノ方可ナリ

増加することを望んでいたことが読み取れ、相違点からは、それを特に第二外国语が実質的に行われなくなっていること、また一年目に物理がかなりの時数で導入されていることである。

表D 工科大学予備教育に関する各案中の授業時数

() 内は文部省案中の第一選択科目、〔 〕内は文部省案中の第二選択科目。
 進学先学科によって選択する時数が異なる場合、時刻数を「 , 」で区切って併記した。
 科目名は異なるが、内容がかなり重なると思われるものについては、点線で区切った。
 文部省案及び上申案では一年目は中学校補習科、また松井案及び工科案では三年目は大学一年次。

工科大学予備教育の年次									
一年目				二年目				三年目	
文部省案	上申案	回答案	松井案	工科案	文部省案	上申案	回答案	松井案	工科案
修身	1	同左	同左						
倫理									
臨地歴練	3+〔3〕	同左	・同左						
国語					3	3			
第一外国语		英10	同左	英7	英12	英7	英8	同左	英6 英8 同左 英4 0
第二外国语				独4	同左	独, 仏3	同左	独7 独8 同左 同左	独8 独0, 4
歴史地理	(3)	同左	同左						
歴史									
数学	3+〔3〕	同左	同左	5	4	6	同左	同左 4 同左 6 同左 同左	6 6, 8
物理及化学	2	同左	同左						
物理				3	5	3	同左	同左 3 2 同左 同左	0, 4
化学				3	0	3	同左	同左 3 5 同左 同左	0, 2, 4, 13
博物	(3)	同左	同左						
地質					2				
地質鉱物						2	同左		2 0, 2, 3
測量						3	0	0, 3 同左 3 同左	0, 3 3, 6
図画	(3)	(5)	(3)	3	0	3	4	3 3 0 同左 3 4, 6 同左 0, 3, 6	6, 10, 15
体操	3	同左	同左	3	同左	3	0	3 3 同左 3 0 同左	
計	22+(3)+〔3〕	22+(3,5)+〔3〕	22+(3)+〔3〕	31	同左	30	32	31 同左 30 29, 30, 32 同左 22, 26, 29, 31	31, 34, 35

年目で理工系学術の基礎と考えられる物理学を重点的に導入したいと考えていたことが読み取れる。

対する法科大学は、工科大学が専門的な内容を加えたのと対照的に、上申案で「法学通論」「経済通論」という専門的な予備教育を全く削つて語学の授業時数を増加していた。また、工科大学が「工科ノ素望ニ合スル」「ニシテ可ナリ」と評価した松井案に対しても、法科大学は「文部省案ヨリモ劣ルモノ」という厳しい評価をしている。

筆者は「工科大学将来ノ希望大要」及び工科案について、以上のように把握している。従つて、工科大学の教育課程像は、相当の完成度をもつて示され、かつ法科大学モデル、あるいは現行の教育課程と根本的に相容れない形で十分に具体化されていた、というのが筆者の評価である。そこで、筆者は、工科大学の教育課程をモデルと捉えるに値するものであると判断し、法科大学モデル、工科大学モデルという対立した大学教育モデルを立て、当時の学内の教育課程に関する意見の相違を説明することを試みた。

四 おわりに

最後に両モデルの対立の、この時点での決着についてふれておきたい。

結局、法科大学モデルが維持されることになる訳だが、それは学内の意思決定過程で意見が集約されなかつたことによつている。二

十二日の審議では松井案の評価をまとめず、「各分科大学ノ意見大略右ノ如シ「さきに紹介した各教授会の結果をさす」而シテ右ノ結果ヲ其儘文部大臣ニ報告スル「トス又改正ニ伴フ人員費用ノ如キハ総長ニ於テ取調ヘノ上同時ニ報告スルモノトス」ということになつてゐる。

その背後には、相容れない両モデルの対立という問題があつたというのが筆者の解釈である。勿論、工科案には新たに必要な教員数が示されており（表C-4）、また特に医科大学からは「費用ヲ十分ニ得フル能ハサルモノナルニヨリ不可ナリ」という懸念が表明されているが、それは本質的な問題ではなかつたと考えられる。

しかし、筆者はモデルの選択の問題は今後の検討に譲りたいと考えている。それは、この時点で交わされている議論に現われていることのみがモデル選択の決定要因ではなく、二つの歴史的要因が関わつてゐると考えられるからである。

一つは法科大学モデルが長い歴史を持つてゐることである。ここでいう法科大学モデルは、東京帝大の法科、文科及び理科の三分科大学の前身の開成学校が、本科の専門教育を始めようという明治七年九月の段階で、同年三月のモルレー提案のモデルを採用したことが始まつてゐる⁽¹³⁾。それが、帝国大学誕生の際に、高等中学校という形で明確に法令上に制度化され、そして明治二十七年成立の高等学校豫科に受け継がれ、明治三十五年当時の現状が形成された。

もう一つは、工科大学の前身校が、他分科大学と別個の工部大学

校だったことである。帝国大学の一部となる直前の明治十八年から十九年の教育課程においても、預科二年、専門科二年、実地科二年という年限になつており、そこでは異なる大学教育モデルが形成されていた。¹⁴⁾

ここでは歴史的背景については以上の二点に触れるに止め、検討は今後に譲ることとしたい。

註

- (1) 所澤潤「東京帝国大学入学選抜における、翌年度入学の「先入権」の制度—明治三十（一八九七）年の導入から大正六（一九一七）年の廃止まで—」『東京大学史紀要』第七号、東京大学史史料室、一九八九年、二二一四四頁
- (2) 所澤潤「帝国大学入学の優先順位の導入—学力水準を確保する仕組みの転換と学習院高等学科卒業者—」編集委員会（編）『西垣晴次先生退官記念　宗教史　地方史論纂』刀水書房、一九九四年、七三三一七六六頁
- (3) 藤原政行「『大学令』と予科教育」『日本大学史紀要』第一号、一九九六年、七七一一五頁
- (4) 「第七回高等教育会議議事録」明治三十六年、文部大臣官房、二二一三一三二六、一二三九一一四一、二四七一一五四頁など（国立国会図書館所蔵）に、大学予備教育をめぐる議論がみられる。
- (5) 教育史編纂会（編）『明治以降教育制度発達史』第四卷、一九六四年（重版）、教育資料調査会、六五〇一六五一頁
- (6) 例えば、平原春好『日本教育行政研究序説』一九七〇年、東京大学出版会、三二二頁は、(5) の部分を引用している。
- (7) 同右

(8) 前掲(4)、三九一四一頁。国立国会図書館所蔵。また教育史編纂会

(9) 平原、前掲(6)、三一九一三三三頁

(10) 評議会の記録

(11) 同右

(12) 同右

(13) 所澤潤「大学進学の始まりと旧制高等学校教育の起源—明治七年三月のモルレーの建言のもたらしたもの—」『東京大学史紀要』第十四号、東京大学史史料室、一九一五八頁、一九九六年

(14) 『工部大学校学課並諸規則』(明治十八、十九年)、六五頁

資料

資料目次

凡例

- 資料 1 文部省照会に対する回答
 資料 2 文部省専門学務局長から東京帝大への照会
 資料 3 各分科大学の上申
 資料 3・1 法科大学上申
 資料 3・2 工科大学上申
 資料 3・2 A 上申書本文
 資料 3・2 B 上申書別紙（授業時数）
 資料 3・2 C 上申書別紙（工科大学将来ノ希望大要）

- 資料 3・3 理科大学上申
 資料 3・4 農科大学上申
 資料 4 「文部省諮問案ニ対スル法科大学ノ意見」
 資料 5 理科大学上申案
 資料 6 東京帝国大学評議會議長建議
 別掲の別紙

凡例

- 1 資料は簿冊『文部省往復』明治三十五年（庶務部庶務課整理番号A一〇九）一九二二丁以下に保存されている。それらを簿冊中の編綴順に排列したが、別紙の表は末尾にまとめて掲げた。
- 2 簿冊の名称は『』で囲んだ。
- 3 原文書中の各頁、各丁に記されている頁、丁の数字は省略した。
- 4 漢字は原意を損わない限り、人名も含め常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。判読できない箇所は一字当り一個の□で示した。
- 5 翻刻にあたっては、なるべく原文の文字排列を活かすように努めたが、一行の字数は原本に揃えていない。また起案、供閲等の検印の排列は別途に整理して掲げた。
- 6 朱記部分は太字で掲げた。また、削除については、朱による削除を＝で、墨筆による削除を——で示した。削除を示す「削」という書き込みは、＝または——で置き換えた
- 7 「」を用いて、文書中に墨筆、又は朱により加筆された部分を示した。朱記加筆の場合は太字とした。但し末尾の表中においては、朱記加筆は（）を用いずにそのまま太字で示した。朱記以外の加筆はアラビヤ数字の部分は、そのまま示し、他は〔〕を用いて示した。

「」：解題者による簡単な註記。

9 ○の下に次のように文書の種類を示し、また簿冊中の傍頭の丁の数字を掲げた。受領文書には、分科大学から本部へ上申されたものを含む。

発信文書（稟議書）／受領文書／受領文書（写し）／
発信文書別紙（稟議書）／受領文書別紙／

文書の性格不明（学内審議用か）

10 書面上に記入された情報を次のように整理して掲げた。記入のない場合は原則として掲げていない。受領文書については、発信者側で記入した情報

報を▽の下に、受信者側で記入した情報を▼の下に掲げた。

(1) ①用紙の色、大きさ、行数、及び書かれている部局名。袋綴じか否かの別は掲げない。蒟蒻版刷りとしたものは、当時の類似の簡易印刷法による印刷物である可能性もある。用紙大きさは簿冊大のものについて記入せず、それより小さいものを小型とした。

(2) ①発信文書の文書番号。発信文書で番号がない場合は、番号なしとした。

受領文書では、関連文書の番号が記載されている場合にそれを掲げた。

②(イ)起案または收受の日付け。起案・收受の際の役職名と検印。日付けと印は同一行にない場合もあるが、その別は示さなかった。

(ロ)起案を受けて決裁する側の印。または收受した文書を供閲する印。

(ハ)花押の順序は、文書上に示されている役職ごとに分け、役職が別の行に同じ高さで横に書かれている場合は境目に／を入れ、高さを下げて脇に書かれている場合には境目に／＼を入れた。

(3) ①文書受領後または稟議決裁後の文書処理、例えば送達、回答、供閲、学内通知等に関係したもの。

(4) 文書の発信形態についての指示、例えば「親展」「秘」

(3) ①印の文字。【】内に掲げた。

②割り印の文字。文中に見える部分のみ【】内に掲げた。

(4) その他、文書に書込まれた情報。

11 本文中に書かれた部分に註記する場合、*を傍点として付し、資料の傍

頭に別途に*の下に説明を付した。

12 ⑩、回、割り印の文字はそのまま【】内に示した。朱印は太字とし、改行のある場合、／により示した。⑩【熊男】は書記官丸山熊男、⑩【恭平】は書記官心得中村恭平、⑩【家恂】は富塚恂のものである。

13 花押は【花押（人名）】又は【花押（未判読）】のようにした。朱記の場合、太字とした。また筆、鉛筆としたのは墨筆、鉛筆による署名である。

14 既存の表を修正して、表中に追加記入された項目は、追加項目全体を囲う野線枠を太線とした。

15 表が用紙の野線を利用して書かれている場合には、書込まれた横野を太線とした。

資料1 文部省照会に対する回答

◎発信文書（稟議書）一九二二丁

(1) ①「東京帝国大学」茶色小型一〇行野紙

(2) ①東京
大学

(2)(イ)明治二十五年十一月十二日／／書記⑩【家恂】⑩【勝多】

(ロ)総長⑩【山川】／／書記官⑩【熊男】⑩【恭平】／分科大学長【花押

(穂積八束)⑩【青山】⑩【箕作】⑩【辰野】「この印のみ上下倒立して押されており、工科大学にとつて不本意だという意味が込められ

ている可能性がある」⑩【松井直吉】・【花押（井上哲次郎）】

(3)(イ)十一月十三日／送達済

上部欄外右に「秘」、左に「親展」

東京
帝国
第六卷八号 按
大学

(1)① 「文部省」 茶色一二行野紙

(2)①▼ 東京
帝国
〔乾〕 第六一八号
大学

高等学校ノ修業年限ヲ二ヶ年トシ中学校補習科一ヶ年ヲ終リタル者
ヲ入学セシムルコトニ省議決定ノ趣ヲ以テ其部別学科授業時数ニ関

シ本学意見御承知相成度申御照会之趣了承右修業年限ヲ短縮シ補習
科ヨリ入学セシムル義ニ付而ハ別ニ本学之意見建議致候間丁成該建

議御採用相成候様切望致候得共万一千御採用無之候節ハ部別学科授業

時數別紙之通修正相成度旨評議会ニ於テ議決致候處此段及御回答候

也

年 月 日

総長

文部省専門学務局長宛

追テ本文之通接業時數修正相成候ト中学校補習科授業時數表中別紙
之通法科志望生ニ關スル一項ヲ追加セラレ度希望ニ有之候也

高等学校ノ修業年限ヲ二ヶ年トシ中学校補習科一ヶ年ヲ終リタル者
ヲ入学セシムルコトニ省議決定相成候ニ付テハ其部別学科授業時數
別紙ノ通り相定度候處御意見如何ヤ至急承知致度此段及照会候也
明治三十五年十月三十一日

文部省
文書課
寅專甲一一四三号

東京帝国大学総長理学博士山川健次郎殿

文部省専門学務局長理学博士松井直吉回

〔別紙 表1・1 大学豫備門第一部学科時間割 一九四丁〕
〔別紙 表1・2 大学豫備門第二部学科時間割 一九五丁〕
〔別紙 表1・3 大学豫備門第三部学科時間割 一九六丁〕
〔別紙 表1・4 中学校補習科学科程度時數 一九七丁〕
〔別紙 表2・1 大学豫備門第一部学科時間割 一九九丁〕
〔別紙 表2・2 大学豫備門第二部学科時間割 二〇〇丁〕
〔別紙 表2・3 大学豫備門第三部学科時間割 二〇一丁〕
〔別紙 表2・4 中学校補習科学科授業時數 二〇二丁〕

資料2 文部省専門学務局長から東京帝大への照会

◎受領文書 一九八丁

資料3 各分科大学の上申

資料 3・1 法科大学上申

◎受領文書 二〇三丁

(1) ① 「東京帝国大学法科大学」青色小型一〇行單紙

(2) ① ▽印の文字は「東京帝国／大学法科／大学長印」

ルハ不當ナリト認ム

高等学校ノ修業年限ニ関スル文部省諮詢案ニ対スル法科大学教授会ノ意見別紙之通ニ有之候別紙第一案ヲ先ツ評議会ノ議ニ附セラレ度第一案通過セサルトキハ第二案ノ通り御修正相成様致度此段法科大學教授会ノ希望ニ依リ上申致候也

明治三十五年十一月十日

東京帝国大学法科大学長法学博士穂積八束印

東京帝国大学總長理学博士山川健次郎殿

〔別紙。二〇四丁以下〕

第一案

高等学校ヲ廢止シ大学豫備門及中学校補習科ヲ置クノ文部省改革案ニ対シテハ東京帝国大学評議会ハ之ヲ不可ナリトスルノ意見ナル旨ヲ帝国大学令第八条ニ依リ建議セラレンコトヲ望ム

理由

一改正案ノ実施ハ高等学校ノ數ヲ減スルカ故ニ大学入学者ノ數ヲ減

スルコト、ナルヘシ而シテ現制ニ於テモ大学入学者ハ大学ニ於テ

収容シ得ヘキ定員ニ満タス大学ニ入りテ高等専門教育ヲ受ケント

欲スル者ニ対シ現行制度ヨリモ尚甚シク人為的ニ之ヲ制限杜絶ス

文部省案ニ左ノ通ノ修正ヲ加ヘタシ

〔別紙。二〇七丁以下〕

第二案

一改正案ニ依レハ各地方ニ中学校補習科ヲ置クコト、ナルヘク又中学校卒業生ハ試験ヲ要セス直ニ補習科ニ入ルコトヲ得ヘシ大学豫備ノ第一年タル補習科ニ入ルハ地方ニ在住シナカラ無試験ニテ之ヲ為シ得ルカ故ニ勢ヒ其数多カルヘク一方ニ於テハ大学豫備門ノ數ヲ減スルモノトスレハ其結果多数ハ豫備門ニ入ルコトヲ得ス一年ノ補習ハ徒労ニ属シ生徒ノ方向ヲ迷ハシムルノ弊甚シカルヘシ

一改正案実施ノ結果ハ大学生ノ学力ヲ低落セシムルハ必然ナリ是れ此案ニ反対セサルヲ得サルノ理由ノ最大ナルモノトス現制高等学校ノ成績ニ付テモ大学ハ常ニ其入学者ノ準備的学力ノ不足ヲ訴

此ノ改正案ニ依ルトキハ現制高等学校第一年級ニ代ハルヘキ中学校補習科ハ其教員ニ於テ其他諸般ノ設備ニ於テ遙カニ現制ヨリモ劣ルヘキハ明カナルヲ以テ大学入学者ノ準備的学力ハ大ニ低落スヘシ特ニ外国语ニ於テ甚シカラム修業年限ヲ短縮スルコトナクシテ其学力ヲ低クスルハ害アリテ利ナシ加フルニ大学入学者ノ学力ヲ低クスルハ大学教育ノ程度ヲ低クスルナリ是レ大学ノ學問深遠ノ府タル所以ヲ失ヒ現状ヨリモ尚ホ淺薄ナル教育所タラシムルノ結果アルヘシ故ニ此改正案ノ実施ハ大学ノ退歩ナリト認ム

中学校補習科授業時数

一必修科目中ノ外国語ヲ第一外国語ト改メ其次ニ第二外国語二時間

ヲ加フ

一必修科目中第二外国語五時間ヲ加ヘ物理及化学、数学ノ二科ト之

ト選択シテ其一ヲ修メシム

一同授業時数ノ計一二二ヲ一四ニ改ム

大学豫備門第一部学科時間割

第一部甲英語ニテ入学ノ欄第一年及第二年ノ第一外国語一〇ヲ九

トシ第二外国語五ヲ九ニ改ム同乙丙中第一程度ニテ入学ノ欄亦同シ

一部乙獨語第二程度ニテ入学ノ欄第一年及第二年ノ第一外国語一三

ヲ一四トシ第二外国語ノ三ヲ四ニ改ム同丙仏語第二程度ニテ入学

ノ欄亦同シ

一学科中法学通論及經濟通論ハ削除ス

一部甲第一年ノ計二九ヲ三〇トシ同第二年ノ三〇ヲ三一二改ム

乙丙中第一程度ニテ入学ノ欄亦同シ

帝国大學令第八条中ニ

大学豫備門ノ学科課程ニ付諮詢ノ件

ノ目ヲ加ヘラレントコトヲ建議スル事

〔別紙 表3・1・1 大学豫備門第一部学科時間割 二〇九丁〕

表2・2と全く同じもの（副本）〕

〔別紙 表3・1・2 大学豫備門第一部学科時間割 二一〇丁〕

表2・3と全く同じもの（副本）〕

〔別紙 表3・1・3 大学豫備門第三部学科時間割 二一一丁〕

〔別紙 表3・1・4 中学校補習科学科授業時数 二一二丁〕

資料3・2 工科大学上申

資料3・2 A 上申書本文

◎受領文書 二二二三丁

(1) (1) 「工科大学」茶色小型一三行罫紙

(3) (1) △印の文字は【東京帝国／大学工科／大学長印】

②▽割り印【大学】（上部欄外）

今般文部省専門學務局長ヨリ高等学校ノ修業年限ヲ二ヶ年トシ中學校補習科一ヶ年ヲ終リタル者ノ入学セシムルコトニ省議決定相成候趣ヲ以テ其部別学科授業時数ニ關シ大学ノ意見承知相成度旨照会ノ件本學ニ係ル分調查候處右ハ現今ノ學制ニ比シ大学豫科ノ素修上却テ不満足ナル結果ヲ來スヘキモノト認定候ニ付本案ニハ同意ヲ表シ兼候得共別紙原按ニ対シテハ乍不本意朱書ノ通り修正相加ヘ置候本來本學ノ希望ハ曩ニ文部總務長官ヨリ三十六年度已降臨時部支辨ニ係ル事項等取調方照会ノ件ニ關聯シ開陳致置候通り現今ノ高等学校豫科課程中最後ノ一ヶ年ヲ大學ニ編入シ以テ各専門ノ學科研究上適切須要ナル素修ヲ増進セシメ大學ニ於ケル授業ノ完成ヲ期スル趣旨ニ有之候處此時機ニ際シテハ右ノ趣旨ニ基ツキ別紙原按大學豫

備門二ヶ年ノ課程ヲ本学ノ所轄範囲トシ工科志望者ニ最モ適切須要ナル授業ヲナシ其素修ニ不足ノ憾ミナカラシメ度教授会ノ熱望ニ有之候要スルニ曩ニ開陳セシ通り本学ニ於テ前途授業ノ完成ヲ期スル

ニ最モ緊要ナル改善ト確信候ニ付特ニ御考慮ノ上其筋ヘ御建議相成候様致度此段稟請候也

明治三十五年十一月十日

東京帝国大学工科大学長工学博士辰野金吾

東京帝国大学総長理学博士山川健次郎殿

資料3・2B 上申書別紙（授業時数）

◎受領文書（写し） 一一五丁

(1) 茹弱版用小型無地紙

（補足説明） 資料2の上部欄外に「本写ヲ各分科／大学長へ送付／致置候」と記録された写しその物である。各分科大学へ送られた照会文本文の写しが簿冊に保存されたのは、工科大学の上申内容が直接写しに書込まれて発送されたためである。

資料3・2C 上申書別紙（工科大学将来ノ希望大要）

〔別紙〕

◎受領文書 一二一〇丁

(1) ①「工科大学」茶色小型一三行罫紙
(2) ③ ④ 上部欄外に「参照」

工科大学将来ノ希望大要

去ル明治二十四五年已來工学志望者ノ數頓ニ増加ノ傾向ヲ生セシ結

高等学校ノ修業年限ヲ二ヶ年トシ中学校補習科一ヶ年ヲ終リタル者ヲ入学セシムルコトニ省議決定相成候ニ付テハ其部別学科授業時数別紙ノ通り相定度候処御意見如何ヤ至急承知致度此段及照会候也

明治三十五年十月三十一日

文部省

専門学務局長理学博士松井直吉

東京帝国大学総長理学博士山川健次郎殿

〔別紙 表3・2・1 大学豫備門第一部学科時間割 一一六丁 表2・1を茹弱版で書写したもの〕

〔別紙 表3・2・2 大学豫備門第二部学科時間割 一一七丁〕

〔別紙 表3・2・3 大学豫備門第三部学科時間割 一一八丁 表2・3を茹弱版で書写したもの〕

〔別紙 表3・2・4 中学校補習科学科授業時数 一一九丁〕

二ヶ年ニ於テ定員外特ニ六十名ヲ入学セシメ其通計ヲ四百九十八名ニ増加スルコト、ナシタリ然リト雖モ此定員ヲ以テ年々増加シツ、アル将来ノ入学志望者ニ満足ヲ与フル能ハサルハ事実甚夕明瞭ナルモノ、如シ故ニ本学ニ於テハ前述新築ノ外三十六年度ニ於テ更ニ増築ヲ請求シ土木、機械、造船、電気等ノ如キ志望者多キ学科ハ勿論其他諸学科全般ノ設備ヲ完成シ各学科ノ収容人員ヲ増シ本学々生ノ定員ヲ通計六百六十名トナス豫定ナリ而シテ同時ニ益々学術ノ進歩發達ヲ謀ラサルヘカラス之ヲ謀ラントセハ今日ニ倍スル研究ノ必要アリ隨テ経費モ亦勢ヒ増加セサルヲ得サルナリ故ニ学生一名ニ対シ一ヶ年四百円ノ政府支出ヲ仰キ一方ニ於テハ学生ノ授業料ヲ漸次増加シ遂ニ一ヶ年百円トナシ合計五百円ノ割合（此割合ハ現況ニ基ツキ之ヲ概算ス）ヲ以テ経常費一切ヲ支弁シ以テ本学ノ目的ヲ達シ得ル豫定ナリ

右ノ外本学将来ノ希望ハ追テ学制ヲ改メ高等学校大学豫科課程中最後ノ一ヶ年ヲ大学ニ編入シ現今ノ修業期限三ヶ年ヲ四ヶ年トナスニアリ其理由如何トナレハ大学豫科最後ノ一ヶ年ニ於テハ工理農ノ三分科志望者ヲ区分シ教授スルノ規程ナルモ實際教授ノ課目ハ殆ント皆共通ニシ一分科大学ヲ主トシ教授スルコト能ハス加之大学ニ於ケル授業ト往々重複ニ涉ルモノアリ旁以テ大学豫科課程中最後ノ一ヶ年ヲ大学ニ編入シ此期ニ於テ各分科特種須要ノ教授ヲナスコト、セハ各自専門ノ学科研究上適切須要ナル素修ヲ増スノミナラス大学ニ於ケル修業期限一ヶ年ノ延長ハ恰モ一ヶ年半餘ノ延長ニモ均シキ効果ヲ奏シ其裨益頗ル大ナルモノト確信ス然リト雖モ此希望タルヤ日

本全般ノ学制ニモ関係ヲ及ホスヘキ問題ニシテ俄ニ実行シ難キハ明白ナルモ本学教授一同ノ希望ニシテ将来ニ於テ授業ノ完成ヲ期スルニハ甚夕緊要ノ改善ト認メタルニ依リ茲ニ其希望ヲ陳ヘ他日ノ資ニ供ス

資料3・3 理科大学上申

◎受領文書 一二二三丁

(1)①「理科大学」青色小型一〇行罫紙

(2)①▽印の文字は【東京帝国／大学理科／大学長印】

上申書

文部省諮詢ノ中学校補習科并ニ大学豫備門ノ学科課程ニ対シ本学教授会ニ於テ審議致候結果左ノ如クニ候

一中学校補習科ノ学科課程ハ原案ノ通りニテ可トス但シ本科ニ在リテハ統一ヲ以テ学科課程調整ノ目的トシ生徒将来ノ希望ニ因リ学科ヲ区々ニスルコトヲ極力排斥スル事此結果トシテ選択科目ノ数ヲ原案ノ程度ニ止ムル事

一大学豫備門第二部第一年ノ学科ハ凡テ同一ノ学科課程ヲ履修セシムル事

一同第二部乙第二年ノ学科目中理論物理学、実驗学、物理学トアルヲ單ニ物理学トシ。動物学、植物学ヲ單ニ生物学トシ。地質学ヲ第四段ナル農学及農芸化学ノ欄中ニ移ス事

以上ハ諮詢案ニ対スル答案ニ有之候本学教授会ハ尙ホ一步ヲ進メ今

回ノ学制改革案中大学豫備ノ部ニ付キ聊カ意見ヲ陳述致シ候

今回新設ノ計画ナル中学校補習科ハ我邦今日ノ状況ニ照シ好結果ヲ得ルコトハ到底望ムベカラザルコト、信ジ候其理由ハ多キ中ニ就キ良教員ノ缺乏、地方経済ヲ以テ完全ナル設備ヲナスノ困難ナルコト、

劇烈ナル入学競争試験ヲシテ制度上現今ヨリモ一年ヲ後レシメ到底入学シ能ハザル生徒ヲシテ他ノ方向ニ転セシムルヲ益々困難ナラシムルコト、不規律ナル競争試験準備学校起リテクラムノ弊ヲ生ジ且ツ德育上最モ悲ムベキ結果アランコト等ハ其重ナルモノニ有之候本

学教授会ノ見ル所ニテハ此際大英断ヲ下シ左ノ如キ改革ヲナスコトヲ得策ト信ジ候

一新設サルベキ大学豫備門ノ課程ヲ二ヶ年トシ中学卒業ヲ以テ入

学ノ程度トスル事

但シ同門ノ学科課程ハ委員ヲ設ケテ議定セシメ各部内ノ学科課程ハ成ルベク同一ニスル事

一大学院ヲ拡張シ特ニ同院学生ノ為メニ講義ヲ開キ其他ノ設備ヲ完全ニシ益々学術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ精神ヲ貫徹セシムル事

右理科大学教授会ノ意見ヲ代表シ茲ニ及上申候也

明治三十五年十一月十一日

東京帝国大学理科学院長理学博士箕作佳吉印

文部省諸問題案ニ対スル法科大学ノ意見
第二案

東京帝国大学總長理学博士山川健次郎殿

左ノ通リ修正ヲ加ヘタシ

資料3・4 農科大学上申

◎受領文書 一二六丁

農科 大第二八六号

(1) (1) 「東京帝国大学農科大学」茶色小型一〇行單紙
(2) (1) ▽印の文字は【東京帝国/大学農科/大学長印】
(2) ▽割り印【東京帝/農科】(上部欄外)

別紙ノ通ニ致度此段本学意見申進候也

明治三十五年十一月七日

東京帝国大学農科大学長理学博士松井直吉印

東京帝国大学書記官
御中

〔別紙 表3・4・1 大学豫備門第二部学科時間割 一二二七丁〕

資料4 「文部省諸問題案ニ対スル法科大学ノ意見」

○文書の性格不明（学内審議用か） 一二二八丁

(1) (1) 菊翡翠版印刷物（翡翠版用無地紙）

一必修科目中ノ外国语ヲ第一外国语ト改メ其次ニ第二外国语一時間

ヲ加フ

一必修科目中第二外国語五時間ヲ加ヘ物理及化学。数学ノ二科ト之

(秘)

ト選択シテ其一ヲ修メシム

一同授業時数ノ計二二ヲ二四ニ改ム

大学豫備門第一部学科時間割

第一部甲英語ニテ入学ノ欄第一年及第二年ノ第一外国語一〇ヲ九
トシ第二外国語五ヲ九ニ改ム同乙丙中第一程度ニテ入学ノ欄亦同
シ

一同乙独語第二程度ニテ入学ノ欄第一年及第二年ノ第一外国語一三

ヲ一四トシ第二外国語ノ三ヲ四ニ改ム同丙仏語第二程度ニテ入学
ノ欄亦同シ

一学科中法学通論及經濟通論ハ削除ス

第一部甲第一年ノ計一九ヲ三〇トシ同第二年ノ三〇ヲ三一二ニ改ム

乙丙中第一程度ニテ入学ノ欄亦同シ

帝国大学令第八条中二

大学豫備門ノ学科課程ニ付諮詢ノ件

ノ目ヲ加ヘラレンコトヲ建議スル事

資料5 理科大学上申案

○文書の性格不明（学内審議用か）二二九丁

(1)①蒟蒻版印刷物（蒟蒻版用無地紙）
(4)「(秘)」の部分桃色。訂正部分も桃色の印刷

文部省諮詢ノ中学校補習科并二大学豫備門ノ学科課程ニ対シ本学教授会ニ於テ審議致候結果左ノ如クニ候

一中学校補習科ノ学科課程ハ原案ノ通りニテ可トス但シ本科ニ在リテハ統一ヲ以テ学科課程調整ノ目的トシ生徒将来ノ希望ニ因リ学科ヲ区々ニスルコトヲ極力排斥スル「此結果トシテ選択科目ノシムル」

一大学豫備門第二部第一部第一年ノ学科ハ凡テ同一ノ学科課程ヲ履修セシムル」

一同第二部乙第二年ノ学科目中理論物理学、実験物理学、物理学トアルヲ単ニ物理学トシ。動物学、植物学ヲ単ニ生物学トシ。地質学ヲ第四段ナル農学及農芸化学ノ欄中ニ移ス」

以上ハ諮詢案ニ付〔スル答〕案ニ有之候本学教授会ハ尙ホ一步ヲ進メ今回ノ学制改革案中大学豫備ノ部ニ付キ聊カ意見ヲ陳述致シ候

今回新設ノ計画ナル中学校補習科ハ我邦今日ノ状況ニ照シ好結果ヲ得ルコトハ到底望ムベカラザルコト、信ジ候其理由ハ多キ中ニ良教員ノ缺乏、地方経済ヲ以テ完全ナル設備ヲナスノ困難ナル「、劇烈ナル入学〔競争〕試験ヲシテ制度上現今ヨリモ一年ヲ後レシメ到底入学シ能ハザル生徒ヲシテ他ノ方向ニ転セシムルヲ益々困難ナラシムル「、不規律ナル競争試験準備学校起リテクラムノ弊ヲ生ジ且ツ德育上最王悲ムベキ結果アランコト等ハ其重ナルモノニ有之候本学

上申案

教授会ノ見ル所ニテハ此際大英断ヲ下シ左ノ如キ改革ヲナスコトヲ得策ト信ジ候

一 新設サルベキ大学豫備門ノ課程ヲ二ヶ年トシ中学卒業ヲ以テ入学ノ程度トスル」

但シ同門ノ学科課程ハ委員ヲ設ケテ議定セシメ各部内ノ学科課程ハ成ルベク同一ニスル」

一 大学院ヲ拡張シ特ニ同院学生ノ為メニ講義ヲ開キ其他ノ設備ヲ完全ニシ益々学術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ精神ヲ貫徹セシムル」

右理科大学教授会ノ意見ヲ代表シ茲ニ及上申候也

明治三十五年十一月十一日

東京帝国大学理科大学長簗作佳吉

東京帝国大学總長山川健次郎殿

資料 6 東京帝国大学評議会議長建議

○発信文書（稟議書） 一二三〇丁

(1) ① 「東京帝国大学」茶色一三行野紙

(2) ① 番号なし

(2) ④ 【山川】／鉛筆【法科八束】④【青山】鉛筆【簞】筆【辰野】

【花押】（井上哲次郎）鉛筆【松井】「検印が文書冒頭の上部欄外に押され、または鉛筆等で記入されている。」

(3) ① 十一月十四日／送達済

(4) 「親展」「上部欄外」

案

今般高等学校ヲ廃止シ大学豫備門及中学校補習科ヲ被置候事ニ省議御決定相成候趣ニ有之然ル所東京帝国大学評議会ハ右ノ改正ヲ不可ナリト致候聞（思考仕候ニ附）左ニ其理由ヲ開陳仕候

一改正案実施ノ結果ハ大学生ノ学力ヲ低落セシムルハ必然ニ可有之候現制高等学校ノ成績ニ付テモ大学ハ常ニ其入学者ノ準備的学力ノ不足ニ苦ム所ニ有之然ルニ現制高等学校第一年級ニ代ハル可キ中学校補習科ハ全国各中学校ニ其設立ヲ許可セラルヘキヤニ承知仕候へ共今仮リニ各府県ニ二ヶ所若クハ三ヶ所ノ設立アルトスルモ其數百數十個所ト可相成隨テ是ニ對シ相当ノ教員ヲ要スヘク候処目今教員不足ニテ各中学校困難仕り居候折柄如何ナル手段ニヨリ教員ヲ供給シ得ヘク候哉無覚束次第二御坐候殊ニ外国语ノ如キニ至リ候テハ現今高等学校ニ於テサヘ良教員ヲ得ルニ苦ミ居候哉ニ承知仕候然ルニ位置モ低ク俸給モ劣リタル中学校補習科ニ教員ノ充分ナル供給ヲ得ル能ハサルハ明白ナル事ニ有之加フルニ其他ノ準備ニ於テモ高等学校ニ於ケルヨリ不充分ナルヘキハ勿論ノ事ニ御坐候得ハ補習科卒業生ノ学力ハ高等学校一年修業生ノ学力ヨリ劣リ可申ハ申朴迄モ無之ト存候希北改正升甲リ修業年限ヲ短縮ル得化儀井御坐候ト外学者ノ學力少々低落候モ或外忍ヒ得ル次第モ御坐候ト本業井拵レト修業年限廿八半少々ノ短縮モ無之其学力ニ至リト木ナオル低落サ來ル儀儀改〔二附〕害アリテ弊〔利〕ナキ改正ト思考仕候ヨリ外無之次第二候

一府県ニ於ケル補習科ノ設備不完全ナルト豫備門入学競争ノ激烈ナ

ルトノ結果ハ試験準備ヲ唯一ノ目的トスル不規律ナル学校東京府下ニ勃興シ全国ノ学生東京ニ蟻集シ來リ其極德育上深ク憂フ可キ結果ヲ來タスハ必然ノ事ト存候

一現制ニ拠レハ中学校卒業生ハ激烈ナル競争試験ヲ経狹隘ナル閥門ヲ通過シテ始メテ高等学校所在地ニ移住シ大学豫備ノ第一年課程ヲ修メタル〔候〕ニ改正案ニヨレハ卒業生ハ地方ニ在住シナカラ無試験ニテ大学豫備ノ第一年タル補習科ニ入ルコトヲ得ルニヨリ其設備ノ不完全ナルニモ係〔拘ハ〕ラス之ニ入学スルモノハ其数非常ニ多カル可ク一方ニ於テハ大学豫備学校ノ〔数〕減少スルニヨリ其結果補習科ヲ終リタルモノ、多数ハ豫備門ニ入ルコトヲ得ス一ヶ年ノ補習ハ徒労ニ属シ方向ニ迷ハシムルノ弊甚シカルヘクト信候尤モ今日ト雖モ中学校卒業生ノ高等学校入学ヲ志望シ入学シ能ハサルモノ多数ニテ方向ニ迷フモノ従テ多数ナルハ勿論ニ御坐候ヘ共改正案ニヨレハ一ヶ年補習科ニ於テ大学豫備ノ学科ヲ修メタル後ニ於テ其方向ニ迷フハ生徒ニ取り猶一段ノ迷惑ト被存候

一本年高等学校入学ヲ志望セルモノ殆ント五千人ニ候ヒシガ前段申述候通り地方ニ在住シナカラ無試験ニテ補習科ニ入ルヲ得ルト中学卒業生ノ増加トニ因リ都下ニ遊学スルモノヲ除キ候テモ猶補習科入学期モノハ五千人ニ下ラサル可シ然ラハ現制ニテハ千六百人ニ対スル費用ヲ國庫ニテ支弁シタルヲ変シテ五千人ニ対スル費用ヲ地方ニ負担セシムル事ニ相成可申加フルニ八ヶ所ノ高等学校ニ集合スルト二百六十余ヶ所ニ散在セシムルト其經濟上ノ利害判然タル儀ニ御坐候

一大學入学者ノ數ハ現制ニ於テモ大學ニ於テ収容シ得可キ定員ニ満チ不申尤モ二三学科ニ於テハ入學希望者定員ニ超過スルヲ以テ競争試験ヲ施スノ必要有之候儀モ候ヘ共他ハ猶入学者ノ數ノ増加致候モ收容シ得ラル、餘地有之候儀并候然ルニ改正案ニ依レハ高等学校ノ數ヲ減シ大學入学者ノ數ヲ減セラル、ノ計画ニ有之候趣是レ大學ニ入り高等専門教育ヲ受ケント欲スル者ニ對シ現行制度ヨリモ尚甚シク人為的ニ之ヲ制限杜絶スルモノニ有之候閣下ノ熟知セラレ候如ク目今歐洲米諸強國ニ於ケル大學年々ノ入学者ハ其數万ニ近キモノアリ少キモ數千ニ下ラズ單リ本邦ニアリテ其數ヲ千百名強（今豫備門入学者ヲ三千三百名ト仮定シ壹割三分ヲ減スルモノトスレハ千五百三十一名ヲ得）トナシ外邦ト競争シ得ヘキカ是レ最モ本案ノ不可ナル点ノ一二御坐候

以上ノ理由ニ依リ東京帝國大學評議會ハ多少ノ不完全ハ免レサル所ニ有之候ヘ共寧口現制ノ儘被差置候方遙カニ高等教育ノ為メ利益ナリトノ意見ニ有之候此段帝國大學令第八条ニ依リ建議致候也

年月日
大臣宛
本學評議會議長

（しょざわ じゅん 群馬大學教育學部助教授）

四八

資料一 東京帝國大學総長から文部省専門學務局長への回答

*印刷済みが墨筆で記入されている。

(4)右欄外に「秘」、上部欄外に「朱書八修正案」、右欄外に「法科ノ意見」

(4)右欄外に「秘」、上部欄外に「朱書八修正案」、右欄外に「法科ノ意見」

○発信文書別紙(裏議書) 一九五二表

*「〇〇」とおひびましたが、評議会の記録では「一八」になっています。「論理心理学」を加えられたと見られます。

○H
◎発信文
○
参照

(1) 端藉版簡易印刷物(小型)

第一 必修科目以外 第一選択科目 第二選択科目 内ニ就キ各学科ツ、ヲ選ミ之ヲ學習スヘキモノトス
一大學豫備門ニ入ラシト欲スル者ハ本表補遺科ヲ修メ尚ホ半々年以内本表中ノ一科目若クハ數科目ヲ學習スル
必修科目由物理及化学。数学ノ科、英本国語ハ機械工事某チヲ修メキ
第一法科志望生ニハ必修科目中ノ外國語ヲ第一外國語ヲ改メ其外次ニ第二外國語七時間ヲ加フ
必修科目中第二外國語七時間ト物理及化学。数学五時間間。ノ一科ト之ヲ選択シテ其一ヲ修メシム

照參

学の外国語答案を書き加えたと見られる。

卷之三

◎余信文書別編(東譜書) 一九七丁

卷一

* 部分の抹消は、文部省から配付された段階ですでに抹消されていた記述部分。

資料2 文部省専門学務局長から東京帝大への照会

表2

*の部分は鉛筆で記入されている。

(四)

五四

(1)「文部省」茶色二三行罫

3 · 2

(三)

10

参考照		中学校補習科授業時数	第一選択科目／毎週授業時数	第二選択科目／毎週授業時数	必修科目／毎週授業時数	修身	国語及漢文	外国語	歴史地理	数学	物理及化学	博物	図画	体操	計	袋綴じ折返し部分	
得	失																
一必修科目／外第一選択科目、第二選択科目内ニ就キ各一科ツ、ヲ選ビ之ヲ修スヘキモノトス	一大學予備門ニ入ラバト欲スル者ハ本表補習科ヲ幾メ尚ホ未タ以内本表中ノ一科目若クハ數科目ヲ修スルコトス	三	三	一〇	一	三	二	三	一	三	二	三	一	三	二	三	三

(1)「文部省」茶色二三行對紙(墨紙に頭録版刷)

(2)受領文書別紙一〇一丁

表2・4

大学豫備門第一部学科時間割									
袋綴じ折返し部分									
備考									
一 独語第一程度トハ中学校ニテ独語ヲ修メタルモノヲ試験スルノ程度第一程度トハ	中学校補習科ノニテ独語ヲ修メタルモノヲ試験スル程度ヲ云フ第ニ部表書	一 佛語第一程度第一程度ハ独語二准ス	一 倫理ハ別ニ時間ヲ定メス各校隨意ニ之ヲ課スルモノトス						
英語二テ入學	獨語第二入學	獨語第一入學	獨語第一入學	獨語第一入學	獨語第一入學	獨語第一入學	獨語第一入學	獨語第一入學	獨語第一入學
第一部甲 新規案	第一部乙 新規案	第一部丙 新規案	第二部丙 新規案	第二部乙 新規案	第二部甲 新規案	第三部丙 新規案	第三部乙 新規案	第三部甲 新規案	第四部丙 新規案
漢國文語	漢國文語	漢國文語							
第一年	第二年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	第三年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	第四年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	第五年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	第六年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	第七年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	第八年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	九年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	十年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年
英語9*	英語9*	英語9*							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
独英語文 主4	独英語文 主4	独英語文 主4							
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三**	三**	三**							

* * の部分の抹消は、文部省から配付された段階ですでに抹消されたりた誤記部分。

* * の部分は表1・1から明らかなように、「九」を「三」に、「〇」を「三」に改める訂正が残っている。

(4)右上部欄外に「法科」の書き込み、上部右欄外に「秘」の印、上部欄外に「88.....を99.....とす」と書きみがあるので、「9」とした。

(5)「文部省」茶色一三行墨紙(野紙に落葉版刷。表2・1に書き込み)

◎受領文書別紙二〇九

資料3・1 法科大学上申
資料3 各分科大学の上申

三

〔袋綴じ折返し部分〕

①「文部省」茶色一三行野紙(野紙に蒟蒻版刷。表2・4に書き込み)

卷三

(1) 「文部省」茶色三行罫紙(罫紙に端縫版刷)

表3・1・3 修正かなく、表2・3と全く同じもの(副本)につき省略)

(1) 「文部省」茶色三行野紙(野紙に蒟蒻版刷)

表3・1・2 (修正版) 表2・2と全く同じのものにつき、省略

*農科中の林学科に関しては検討外になつております。合計も修正されていない。

◎受領文書別紙二二七

表3·2·2

普通話教學材料(二)

《列子》卷八

○又頌文書別紙二二六丁 (同上)かねて書五十九ものに(一)省略)

表 B-2 工程力学

四庫全書

中学校補習学科授業時数		必修科目／毎週授業時数	第一選択科目／毎週授業時数	第二選択科目／毎週授業時数	修身	國語及漢文	外國語	歴史地理	数学	物理及化学	博物	図画	体操	計	必修科目／外第一選択科目／第二選択科目内ニ就キ各一科ツ、ヲ選ミテラ修スヘキトス	一大學整備門ニ入ラント欲スル者ハ本表補習科ヲ修メ尚ホ半年以内本表中ノ一科目若クハ數科目ヲ修スルコトヲ得	
三	三	一	一〇	三	一	三	二	一	三	三	一	一	一	三	五	三	三
三	三																
三	三																
三	三																
三	三																
三	三																

参照

表3・2・3 (修正がなく、表2・3を箇頭版で書きしたものにつき、省略)
 ○受講文書別紙一二八丁
 ①箇頭版簡易印刷物
 表3・2・4
 ○受講文書別紙一二九丁
 ①箇頭版簡易印刷物

表3・2・3 (修正がなく、表2・3を箇頭版で書きしたものにつき、省略)
 ○受講文書別紙一二八丁
 ①箇頭版簡易印刷物

◎受領文書別紙一三七十一「東京帝國大學農科大學」茶色三行野紙(墨筆)

表3·4·1 農科大學上申資料